

草加市監査委員告示 1 号

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

定例監査等の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、草加市長等から通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成21年1月16日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 浅 井 康 雄

行政監査の結果に関する報告（平成17年2月28日 草監第316号）

- 1 所管部課 総合政策部・情報推進課
- 2 監査結果及び措置状況

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>住基ネットの情報セキュリティ対策諸規程の情報セキュリティポリシーへの準拠性について検証した結果は次のとおりです。</p> <p>1 情報資産の分類と管理方法について 住基ネットで管理される情報資産の具体的な分類と管理方法の規定が必要です。</p> <p>2 物理的セキュリティ対策について 入退室管理のほかに住基ネットを構成するサーバ、端末等の機器やネットワークの設定条件及び管理について、規定が必要です。</p> <p>3 人的セキュリティ (1) 教育・訓練について 管理者、利用者への教育訓練の計画、実施の体制及び方法、職員等への受講義務や緊急時対応計画について、具体的な規定が必要です。 (2) 事故、欠陥に対する報告について</p>	<p>1 情報資産の分類と管理方法について 情報資産の分類と管理に関する基準を策定しました。</p> <p>2 物理的セキュリティ対策について 業務従事規程を策定しました。</p> <p>3 人的セキュリティ (1) 教育・訓練について 住民基本台帳ネットワークシステム教育・研修実施基準を策定しました。 (2) 事故、欠陥に対する報告について</p>

<p>住基ネットに関する障害や、不正アクセス等を発見したときの責任者への報告について、規定が必要です。</p> <p>4 技術的セキュリティ</p> <p>(1) システム及びネットワークの管理について 住基ネットシステム及びネットワーク管理に必要な、次の点に関して規定が必要です。</p> <p>ア システム及びネットワーク構成図の作成と最新性の維持</p> <p>イ 障害に備えてのソフトウェア、データ等のバックアップの取得及び復元</p> <p>ウ 無許可ソフトウェアの導入禁止</p> <p>(2) 利用者によるコンピュータ及びネットワークの管理について 住基ネットのシステム及びネットワークの利用に必要な、次の点に関して規定が必要です。</p> <p>ア 業務以外の目的での端末の使用禁止</p> <p>イ 指定された端末以外での使用禁止</p> <p>ウ システム及びネットワークの構成変更の禁止</p> <p>(3) アクセス制御について アクセス制御について、次の点に関して規定が必要です。</p> <p>ア 庁内ネットワーク及び個別業務用ネットワークの接続禁止（制限）</p> <p>イ 外部ネットワークの接続制限</p> <p>(4) 不正アクセス対策について 不正アクセス対策について、次の点に関して規定が必要です。</p> <p>ア 不正アクセスを防御するためのファイアウォールによる通信制御</p> <p>イ セキュリティ問題の発生時（発生する恐れがある場合）のシステム管理者の対応</p> <p>5 運用</p> <p>(1) 情報システムの監視及びポリシーの遵守状況確認（運用管理）について</p>	<p>情報セキュリティインシデント管理基準を策定しました。</p> <p>4 技術的セキュリティ</p> <p>(1) システム及びネットワークの管理について</p> <p>ア ネットワーク管理基準を策定しました。</p> <p>イ システムの維持管理に関する基準を策定しました。</p> <p>ウ システムの開発及び保守に関する基準を策定しました。</p> <p>(2) 利用者によるコンピュータ及びネットワークの管理について</p> <p>ア、イ 業務従事規程を策定しました。</p> <p>ウ ネットワーク管理基準中に規定しました。</p> <p>(3) アクセス制御について</p> <p>ア、イ ネットワーク管理基準中に規定しました。</p> <p>(4) 不正アクセス対策について</p> <p>ア 業務用ソフトウェアのアクセス制御に関する基準を策定しました。</p> <p>イ 悪意あるソフトウェア及びモバイルコードからの保護に関する基準を策定しました。</p> <p>5 運用</p> <p>(1) 情報システムの監視及びポリシーの遵守状況確認（運用管理）につ</p>
--	--

<p>システム管理者による不正アクセス及びサーバの異常作動等を検知するための監視に関して規定が必要です。</p> <p>(2) 障害時の対応策について</p> <p>緊急時の関係者への迅速な連絡に必要な連絡体制等文書化について規定が必要です。</p>	<p>いて</p> <p>悪意あるソフトウェア及びモバイルコードからの保護に関する基準中に規定しました。</p> <p>(2) 障害時の対応策について</p> <p>情報セキュリティインシデント管理基準」中に規定しました。</p>
---	---

財政援助団体等監査の結果に関する報告（平成20年2月22日 草監第170号）

- 1 所管部課 健康福祉部・障害福祉課
- 2 監査結果及び措置状況

監査結果	措置状況
<p>指定管理業務に関する協定書について</p> <p>草加市知的障害者授産施設設置及び管理条例施行規則第10条では、管理に関する協定に「指定期間を定めるものとする。」と規定されていますが、指定管理業務に関する協定書には明記されていないので適正に明記されたい。</p>	<p>平成20年度協定書の締結において指定期間を明記いたしました。</p>

財政援助団体等監査の結果に関する報告（平成20年2月22日 草監第170号）

- 1 所管部課 健康福祉部・長寿福祉課、障害福祉課
- 2 監査結果及び措置状況

監査結果	措置状況
<p>報告書の提出期限の相違について</p> <p>次の各条例においては、当該施設の管理の実施状況等について指定管理者は報告書を作成し、「毎年度終了後30日以内に市長に提出しなければならない。」と規定されていますが、各指定管理業務に関する協定書では、「業務終了後60日以内に業務報告書を作成し、提出しなければならない。」と提出期限に相違が生じていますので、適正な事務処理をされたい。</p> <p>①草加市総合福祉センター設置及び管理条例第24条</p> <p>②草加市高齢者福祉センター設置及び管理条例第17条</p>	<p>平成20年3月18日付条例第10号草加市総合福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例により、報告書の提出期限を「30日」から「60日」に改め、その後の事務処理の適正化を図っております。（平成20年4月1日施行）</p>

③草加市在宅福祉センター設置及び管理条例第16条	
④草加市立養護老人ホーム設置及び管理条例第12条	
⑤草加市知的障害者授産施設設置及び管理条例第14条	

財政援助団体等監査の結果に関する報告（平成20年2月22日 草監第170号）

- 1 対象団体 社会福祉法人草加市社会福祉事業団（であいの森）
- 2 監査結果及び措置状況

監査結果	措置状況
<p>預金払い出し伝票の取扱について</p> <p>未使用の銀行預金払出し伝票に公印が押印され、金庫内に保管されていました。</p> <p>公金の不正な引き出し等の事故防止のためにも、公印の使用や払出し伝票の保管等については、適正に管理されたい。</p>	<p>平成20年2月27日(水)の社会福祉事業団事業推進会議において、公印の使用の際は、管理者（事務局長及び施設長）が必ず確認を行った後に押印するよう指導し、併せて全職員にも周知徹底を行っております。</p> <p>また、平成20年9月26日(金)に常務理事及び事務局職員が各施設へ実施状況の調査を行ったところ、各施設とも公印使用の適正な管理を行っていることを確認いたしました。</p>

財政援助団体等監査の結果に関する報告（平成20年2月22日 草監第170号）

- 1 対象団体 社会福祉法人草加市社会福祉事業団（つばさの森）
- 2 監査結果及び措置状況

監査結果	措置状況
<p>費用弁償の支出について</p> <p>つばさの森入所選考委員会に出席した場合、同委員へ費用弁償（日額3,000円）を支出していますが、その支給根拠となる規定がありません。費用弁償の支給規程を整備し、適正に執行されたい。</p>	<p>平成20年3月28日付けで、つばさの森の入所選考委員会の要綱を改正しました。</p> <p>（平成20年4月1日施行）</p>

財政援助団体等監査の結果に関する報告（平成20年2月22日 草監第170号）

- 1 対象団体 財団法人草加市文化協会
- 2 監査結果及び措置状況

監査結果	措置状況
<p>1 監事と顧問会計士の兼任について</p> <p>草加市文化協会の監事は2名選任されていますが、内1名は顧問会計士が監事を兼ねています。会計士は日々の執行状況等を指導、検査し、決算における財務諸表等を作成指導し、理事会等に報告を行う立場であり、監事は決算報告書等を監査する立場であるため、両者の兼任については好ましくないの で是正されたい。</p> <p>2 ピアノの保守業務委託契約について</p> <p>草加市が所有するピアノは文化会館ホールで使用するピアノと第1楽屋に所有するピアノですが、保守業務委託契約では、草加市文化協会が所有する2台のピアノも含まれ契約されていました。</p> <p>草加市文化協会のピアノについては、「財団法人草加市文化協会有償事務取扱要綱」で定める使用料金を徴収していることから、草加市文化協会特別会計による独自の費用負担とし、会計区分を明確にされたい。</p> <p>3 契約保証金の取扱について</p> <p>業務委託契約書第10条で契約保証金として、契約金額の100分の1を納入するよう定めていますが、財団法人草加市文化協会会計規程第31条（契約）では、「・・・草加市契約規則の例に準じて行うもの・・・」と規定され、同契約規則第16条では、「・・・契約保証金の率は契約金額の100分の10以上・・・」とされており業務委託契約書と草加市文化協会会計規程に相違が認められますので、適正に処理されたい。</p>	<p>平成20年3月26日（水）催しました平成19年度第4回評議員会において、新たな監事を選任し、監事と顧問会計士の兼任を解消しました。</p> <p>財団法人草加市文化協会が所有するピアノ2台分の保守業務委託料については、平成19年度より当協会の収益事業特別会計による費用負担としました。</p> <p>これに伴い、平成20年3月31日付けで、草加市と「草加市文化会館の指定管理業務に関する変更協定」を締結し、適正な指定管理料に改めるとともに、当該変更により生じた差額につきましても、平成19年度予算から、平成20年4月8日をもって精算しております。</p> <p>財団法人草加市文化協会会計規程第31条の規定に基づき、適正に処理しています。</p> <p>なお、市の委託契約における、草加市契約規則第17条に基づく契約保証金の取り扱いに準じて、契約保証金を免除として契約しております。</p>

定例監査の結果に関する報告（平成20年2月22日 草監第168号）

- 1 所管部局等 選挙管理委員会
- 2 監査結果及び措置状況

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>選挙管理委員会の修繕料について</p> <p>県議会議員選挙、参議院議員選挙及び知事選挙における、八幡小学校他9箇所の施設にスロープを修繕料で製作していました。スロープは通常は倉庫にて保管しており、選挙の都度使用するものです。</p> <p>このような状況から、スロープは備品としての性質のものであり、修繕料で処理をすると今後物品としての管理が出来なくなります。地方自治法施行規則第15条第2項に基づいた歳出予算に係る節の区分に基づき適正な予算執行をされたい。</p> <p>また、今後、備品として適正に管理されたい。</p>	<p>スロープの修繕料の金額を需用費から備品購入費へ予算流用後、支出額振替の手続きを行いました。</p> <p>支出額振替処理経過</p> <p>予算流用の起案日 平成20年2月15日</p> <p>歳出予算の流用日 平成20年2月25日</p> <p>支出額振替処理日 平成20年2月25日</p> <p>備品台帳作成日 平成20年2月25日</p> <p>管理一覧表作成日 平成20年4月1日</p>

定例監査の結果に関する報告（平成20年2月22日 草監第168号）

- 1 所管部局等 農業委員会
- 2 監査結果及び措置状況

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>手数料の取り扱いについて</p> <p>手数料の取り扱いについては、平成14年度定例監査で指摘をしておりますが、今年度においても農地転用交付済手数料、相続税納税猶予適格者証明書等の手数料を指定金融機関等に払い込む手続きに6日から41日の遅延が見られました。前回の指摘事項が改善がなされていけませんので、状況を重く受け止め、草加市会計規則第14条に基づく適正な処理を求めます。</p>	<p>農地転用交付済証明、相続税納税猶予適格者証明書等に係る収納事務については、草加市会計規則第14条に基づき、速やかに指定金融機関等に払い込む事務処理を、平成19年12月10日から是正いたしました。</p>